

第1629回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年2月6日
自	13時30分
至	16時25分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第26号 島根県指定文化財の指定及び解除について(文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第72号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について(教育指導課)

第73号 I C Tを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続について(特別支援教育課)

第74号 島根県社会教育委員の異動について(社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第27号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について(学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第75号 令和4年度2月補正予算案(2月13日上程分)及び令和5年度当初予算案の概要について(関係課)

第76号 令和5年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について(学校企画課)

第77号 島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正について(文化財課)

第78号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について(文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者

生越委員

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題、議決第27号、報告第75号
佐藤参事(教育指導課長事務取扱)	公開議題、議決第27号、報告第75号、
森山参事	公開議題、議決第27号、報告第75号、 第77号、第78号
村本教育センター所長	公開議題、議決第27号、報告第75号
小畑総務課長	全議題
瀧総務課調整監	公開議題、議決第27号、報告第75号
足立総務課調整監	公開議題、議決第27号、報告第75号
幸村教育施設課長	公開議題、議決第27号、報告第75号
大野学校企画課長	公開議題、議決第27号、報告第75号 第76号
中西県立学校改革推進室長	公開議題、議決第27号、報告第75号
中村地域教育推進室長	公開議題、議決第27号、報告第75号
野津子ども安全支援室長	公開議題、議決第27号、報告第75号
妹尾特別支援教育課長	公開議題、議決第27号、報告第75号
徳永保健体育課長	公開議題、議決第27号、報告第75号
野々内社会教育課長	公開議題、議決第27号、報告第75号
石原人権同和教育課長	公開議題、議決第27号、報告第75号
中島文化財課長	公開議題、議決第27号、報告第75号、 第77号、第78号
津森世界遺産室長	公開議題、議決第27号、報告第75号
角田古代文化センター長	公開議題、議決第27号、報告第75号
舟木福利課長	公開議題、議決第27号、報告第75号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
署名委員	池田 委員	

議決第 26 号 島根県指定文化財の指定及び解除について(文化財課)

○中島文化財課長 資料 1 の 1 を御覧いただきたい。1 趣旨のとおり、島根県文化財保護条例の規定に基づきお諮りするものである。1 の 2 ページに条例の関係条項抜粋と流れをお伝えしている。本日は、下の流れの左から 4 番目の段階となる。

1 の 1 に戻っていただいて、2 内容は、(1) 有形文化財の指定 名称及び員数 木造十一面観音立像 1 軀及び(2) 天然記念物の指定解除 名称及び員数 日本海岸におけるハマナス自生西限地 1 所については、1 月 18 日に開催された前回の教育委員会会議で島根県文化財保護審議会に諮問することについて議決をいただいたところである。

これを受けて、2 月 1 日に開催した文化財保護審議会での審議の結果、3 指定及び解除理由のとおり、当該文化財を島根県指定文化財に指定すること、及び指定解除することが適当であるとの答申を受けたので、それらについてお諮りする。

なお、資料 1 の 3 ページに答申文書の通知を、また、1 の 4 ページ及び 5 ページに、それぞれの説明資料をお付けしたが、これらの資料の内容の説明については、前回の会議で行っているので、本日は説明を省略させていただく。

———原案のとおり議決

報告第 72 号 令和 5 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について(教育指導課)

○佐藤参事 2 の 1 ページをお願いします。令和 5 年度公立高等学校入学選抜における推薦選抜等の出願状況については、前回の教育委員会会議で報告した。本日はその結果と 3 月に行われる一般選抜の出願状況について報告する。

I 推薦選抜等の結果については、1 面接等の実施日は予定していた 1 月 19 日、20 日と、別日として予定していた 25 日で実施した。

その後、各校で選抜を行い、2 合格内定通知のとおり 1 月 26 日に各高等学校長から中学校長へ結果を通知している。

3 合格発表は 3 月 16 日に、一般選抜合格者とともに各高等学校で発表する。その内容については、3 つの選抜区分ごとに説明する。

4 推薦選抜については(1)募集高校・学科数から(5)出願者数までは、前回報告したとおりである。(6)合格内定者数は781名である。表のとおり過去の出願状況と併せて太枠囲みで今年度の状況をお示している。昨年度と比較して出願者数は増加し、合格内定者は減少している。出願倍率は前年度より0.01ポイントの微増で0.8倍であったが、合格者に対する出願者数の割合である実質倍率は0.04ポイント増で、令和5年度は1.16倍となった。

5 中高一貫教育校(連携型)特別選抜は、飯南高校は出願者23名全員が合格内定し、吉賀高校は出願者25名のうち20名が合格内定となっている。

6 スポーツ特別選抜については49名の出願に対し全員が合格内定になっている。受験者と合格内定者数ともに過去7年間で最も多い人数である。

2の2ページを御覧いただきたい。II 一般選抜の出願状況について報告する。1 出願期間は1月30日から2月2日で、期間内で手続きが完了した。

2 第1位志望学科への出願状況を課程別の競争率で見ると、全日制が0.92倍、定時制が0.4倍。トータルでは0.87倍で、昨年度よりいずれも0.01ポイント若干の上昇となった。対募集定員競争率の高い10学科を挙げている。競争率の欄で、かっこは昨年の競争率である。かっこの中の数字を見ると4つの学科で、昨年度は競争率1倍を切った学科で今年度上昇が出ている。全体的な傾向を見ると、1つ目は表に見られるとおり、情報技術、建築の工業系学科及び食品化学、動物科学の農業系学科は倍率が高い傾向にある。これらの学科は、今年度も一般選抜だけでなく、推薦選抜でも1.0倍を超えている。2つ目は一般選抜で1.0倍を超えた学科は全部で24学科あった。その中には、昨年1.0倍を切った普通科が一部あった松江市内3校の普通科、同じく昨年度1倍を切った浜田、大田の石見地区の理数科もその中に含まれている。3つ目は一方で、昨年度の反動から、東部の商業系の学科でやや競争率が低くなっているものが見受けられる。これについては後ほど、2の7ページの方に大判で載っているのを御確認をお願いします。2の2ページには、参考までに平成25年度以降の全日制課程の競争率の推移を表にまとめている。

3 地域外からの合格者を制限している普通科4校への出願状況については、該当は表にある松江市内普通科3校と出雲高校普通科で、松江市内は定員の10%、出雲高校は定員5%に地域外からの合格者を制限しているが、全ての学校で、今年度は地域外からの受験者は制限内に収まっている。

最後に、2の3ページを御覧いただきたい。4 今後の日程を記載している。今後、出

願変更を受け付け、最終出願状況は2月17日に確定となる。その後の日程はこれまでに発表したとおりである。新型コロナウイルス感染拡大が懸念されているところもあるが、最後の※にあるように、3月13日の追検査も受検できないと判断される受検生が出た場合には3月7日に対応を決定することとしている。

2の4ページの大判の資料は推薦選抜等について、2の5、6ページはスポーツ特別選抜の確定数値を、2の7ページは一般選抜の現時点での出願者数を学校・学科ごとにまとめたものである。細かな点については、この資料にて御確認いただきたい。

○池田委員 2の2ページの一般選抜の昨年度よりも倍率が大きく上がっているという説明の中で、出雲農林の食品化学と動物科学が1倍を超えているという説明があった。食品化学、動物科学も昨今の食料自給率とか島根和牛のことなど、いろいろな話題があるが、そことの兼ね合いもあるのか。

○佐藤参事 実際、この出願の倍率だけをみると、動物科学については、この3年間については1倍を超えたのは今年度のみで、それまでのところは0.96倍、0.96倍と連続して、昨年、一昨年となっている。同じく食品科学については、昨年度は1.45倍と大変高い倍率を示しており、一昨年にあたる3年前については0.95倍となっている。ただし、その前も1倍弱という形になっているので、全体的には食品科学については生徒にとっては入って何をするかとか、将来の職業像についても極めてクリアにわかる学科となっている。そのためにこのような募集が集まっているというふうに考えている。

○池田委員 先日、隠岐水産高校の課題、地域との課題解決の生徒の発表会に参加させていただいたときに、酒井校長先生が水産高校の勉強の中味は、普通の高校ではない、はっきり資格を取るなど将来の職業に繋げていくとおっしゃっていた。隠岐水産高校にも、食品加工のコースがあるが、そういう将来の先の見通しがとれると大きくうたっていくことが、倍率を高める方法のひとつになると思う。でも、隠岐水産高校は低い。

○佐藤参事 今、池田委員のおっしゃるとおり、酒井校長も、校長に就かれて以来、ずっと出口ということを明確に打ち出されている。それと同時に、隠岐水産に限らず、どの高校も募集を集めている高校というのは、情報処理や建築も含めて、出口の部分が生徒にとって大変よくわかりやすい。出口についての職業感がつくりやすい、特に中学生にとっては、それがわかりやすい。あるいは、高校からも説明がしやすいというところに志望が集まっているという傾向がある。隠岐水産についても、職業系の海洋生産学科についても、実際にはわかめの授業とか、地域に貢献することをしておられるので、そういうことを念

頭に置きながら、職業についてのことも含めて、PRされているというふうに思う。

———原案のとおり了承

報告第73号 ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続について(特別支援教育課)

○妹尾特別支援教育課長 資料の3の1ページをお願いする。令和3年3月18日に島根県立大学と株式会社NTTドコモと締結した連携協定を令和5年度も継続することとしたので御報告する。3の2ページに連携協定のイメージ図を載せている。目的、三者の関係、役割等を図に示している。3の3ページからは、協定書の写しを載せている。3の4ページをお願いする。協定書の第4条有効期間のところには赤いアンダーラインを引いている。本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから終了の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とするとしている。先日、1月13日に県立大学、NTTドコモの方にも協定継続の意思を確認していることを申し添えておく。

3の1ページにお戻りいただきたい。令和4年度の具体的な取組を2(1)に載せている。先端機器トライアルを5校で実施した。まず一つ目①Googleグラスを松江ろう学校、浜田ろう学校の聴覚障がいのある教職員が使用した。3の6ページをお願いする。Googleグラスは、文字がガラスのレンズに映ったり、グラスをかけている人が見ているものを端末に映したりできるものである。学習での生徒の活用を考える上では、教職員がGoogleグラスの特性、使い勝手等をしっかりと把握することが必要であり、今年度は聴覚障がいのある教職員が使用した。3の7ページに使用の感想を載せている。年々機器は進化しており、昨年度のグラスよりも今年度のものはかけやすく疲れにくいものとなっているようである。しかし、まだ職員も十分にGoogleグラスには慣れておらず、今後も継続して使用し、生徒にどう活用させるかを考えていくというようになる。3の9ページをお願いする。益田養護学校がここに載せているアクアスのリモート体験学習を行った後に、Vuzix(ビュージックス)を活用した学習を行った。ビュージックスは3の8ページに載せているが、目の位置に付ける機器で、これを付けた人が見ている物の映像や音声を端末に送ることができるものである。これを付けたアクアスの職員が磯で見た様々な生き物の映像を学校で映し、後日、生き物の実物を学校に届けて、実際に見たり触れたりして学習を行った。3の10ページ、11ページに、Temiロボットを利用した松江緑が丘養護学校の取

組を載せている。この取組は、しまね教育の日で発表したもので、御存じのことと思うが、アクアスのリモート校外学習で、事前に Temi ロボットの使用体験を行ったり、リモート当日に、アザラシのひげや毛のサンプルを実際に触ったりする活動を併せて行うことで、生徒にとってより学習意欲を高める活動となった。この事前学習で、学校に持ち込み使用した Temi ロボットはしまねソフト研究開発センターの御厚意で借用することができたものである。3の13ページにはメタバースを利用した松江清心養護学校の取組を載せている。中学校の生徒がメタバース上で、アバターを使って、県立大学の卒業生のアバターと交流を行ったものである。アバターを操作すること、普段関わることのない方と交流することをとても楽しみに、今後の学習や人とつながっていくことへの意欲が高まった取組となった。

参考資料として3の14、15ページには、NTTドコモが全国の学校や自治体を対象にしたセミナーで、アクアスのリモート校外学習などの取組を発表されたものの紹介である。3の16ページは、全国の水族館の研修で、アクアスが発表された際の資料である。連携協定による取組が全国で紹介されているという資料であった。

3の1ページの方にお戻りいただきたい。2(2) 成果だが、御説明した取組により、特別支援学校における先端機器を用いた遠隔による学習保障、学習の充実があった。本年度はリモートを体験する当日だけでなく、事前学習で Temi ロボットの使用に慣れることや事後学習で実物教材に触れることなどで、より学習体験を豊かにする授業づくりの発展が見られた。2ポツ目として支援体制の充実があった。県立大学、NTTドコモとの連携からアクアスや一般社団法人イワミノチカラ、公益財団法人しまねソフト研究開発センターとの連携が生まれ、支援体制をより充実させることができた。3ポツ目に挙げている Google グラスの活用は、聴覚障がいのある教職員の情報保障においても有効であり、今後の教材としての活用と併せて考えていきたいと思っている。(3)課題としては、まだ先端機器トライアルを実施していない学校に、来年度は実施をしてもらうこと、また、今年度の実績を踏まえて、来年度さらに充実した取組にしていくことがある。さらに、児童生徒用端末や学校に整備したパソコンとつなげて、より効果的な活用を目指していくことが課題であると考えます。

これらを踏まえ、3 令和5年度の取組のところにも書いているが、先端機器を活用した学習活動の継続と充実、1人1台端末を用いた個別最適なICT活用の推進。取組実施校の拡充に取り組んでいく。そのためには県教委として、今後、今年度の好事例を情報と

して提供したり、先端機器活用のアイデアを提案したりすること。それから、学校が県立大学やNTTドコモと両方につながっていくサポートにも取り組んでいることなどを通して、ICT活用による特別支援教育の更なる充実を図っていく。

○朋澤委員 とても子どもたちの視野が広がるいい取組で、継続ありがとうございます。今年度5校ほど実施をしておられるが、拡充ということで、来年度はこの5校プラス他の学校ということは可能か。

○妹尾特別支援教育課長 3年度、今年度と先端機器トライアルに何校か取り組んできて、まだ、この2年間で取り組んでいない学校がある。松江養護学校が計画していたが、生徒の状況の都合で取り組めなかった。あと4校ほど、まだ取組の予定も今年度のところでは、出てこなかったところがあるので、そういった学校に来年度是非とも取り組んでもらいたいと考えている。

○朋澤委員 今年度5校であったが、もっと校数を増やせるということか。

○妹尾特別支援教育課長 この特別支援学校全12校、どの学校も取り組むことができると考えている。

○朋澤委員 1年間のうちで12校も可能ということ。それは来年度しようと思ったら、今年度中に校長先生が意向を述べられるということか。

○妹尾特別支援教育課長 これは県立大学とNTTドコモとの連携により学習が実現するものであるので、今年度からも計画があれば、よりその当日までに準備もしていけると思う。来年度に入ってからその三者がうまく合意すれば、取組が実現すると思う。

○原田委員 継続した取組本当にありがたいことだと思う。聞きたいことは、3の4の協定書のところの第4条で実現されたように、終了の申し出がないときは1年継続する。もし来年度もなかったらまたもう1年継続するという意味合い。そうなった時に、この取組はすばらしい。実際課題もあったりするとは思うが、それぞれゴールというのはどこを目指していらっしゃるか。ずっと継続、継続したら、どこか目標であるか教えてもらえないか。

○妹尾特別支援教育課長 現時点では、この協定書にも書いてあるように、そのゴールというのが明確にいつまでということ示されていない。年度末のこの三者の考えにより、1年ごとに継続していくということになるが、このICT機器については、年々進化して、いくところがあり、今年使った、昨年度から今年度さらに使い勝手が良くなっている。また新しい使い方がある。それから、その活用した授業の仕方も、3年度については、その

リモート等を使ってその当日という活動をいかに充実させていくかということが中心だったが、今年度はその事前と事後も、また機器を活用して、さらに授業を豊かなものにしていくというふうに取り組方法も広がってきている。そういった取組の充実を見ていると、そのできるだけ子どもたちに有効な授業をしていくためには、しっかり活用できたらいいと思っているので、NTTドコモと県立大学の方が継続の意思があれば、どんどん続けていきたいと思っている。

○原田委員 Google グラスに絞ってお聞きしたい。去年、教育委員も委員室で Google グラスを体験させてもらった記憶がある。非常にすごいなと思ったが、ろう学校の教職員・・・というのはよくわかる。限られた方、ろう学校だと Google グラスがなくても、他の施設から見ると、聴覚障がいに対する補聴というのは環境的には整っている。今、教職員だが、これが将来的にこれもまたゴールだが、生徒たちもそれを活用するようなことを考えていらっしゃるのか。あるいは、聴覚障がいの子どもは補聴器を使っているが、補聴器と同じような効果性があるもので、聴覚障がいある障がいの方に全部広がっていくような、すごい視野みたいなものがあるのか。そのへんはいかがか。

○妹尾特別支援教育課長 ろう学校の方では、聴覚障がいはどう情報を提供していくかというところで、これは教職員も生徒もだが、UDトークというアプリを使って、しゃべる人の音声を端末上に文字で示すといった機器を使っている。言われたことを文字にするというのは Google グラスも同じだが、Google グラスはガラスのレンズに映すということで、この視線をしゃべっている人に向けながら、視線をあまりずらすことなく文字を見ることができる利点がある。ただ、その映す範囲が狭かったり、いろいろ一長一短が機器によって違うというところを、生徒たちが使うにあたっては、教職員がしっかりと把握した上で、目的に応じた機器を選んでいくということが大事だと思っている。今後もさらにそういった職員の使用も重ねて、生徒の授業への活用の可能性というのを探っていきたいと思っている。補聴器に変わりうるものなのかどうなのかというところについては、これについては非常に専門的なことになるので、私の方からは御説明が難しいところである。

○原田委員 ろう学校でやること、効果が当然わかるが、例えば県立学校で障がい者雇用で聴覚に障がいがある方が実習助手等の方でいらっしゃると思う。高等学校でいろいろなコミュニケーションとか職員会議に出たときに、すごく努力されているが困った部分もやはりあると。コミュニケーションがなかなか上手くいかないという実態があると思う。そういった方にこそ、この Google グラスの活用が何かその実践として必要ではないかとい

う気がする。いろいろなものの制約があって難しいかもしれないが、浜田ろう学校や松江ろう学校でやった実践がそこでとどまることなく、今後は他の県立学校で努力されていらっしゃる。コミュニケーションがきちんととれる、あるいは、しっかりと職員みんながわかるような形での活用の方へシフトして行って、県立学校全てで障がいのある方が活用し合うというようなことになればいいと思っている。

○妹尾特別支援教育課長 こういった機器の活用の可能性というのは、これからまだまだ広がっていくと思うので、今年度の取組の情報等を、良い事も悪い事も含めて情報を12校で共有して、全体での活用の可能性というのをまた探っていきたいと思っている。

○池田委員 今年度、養護学校に視察に行って、その時にICTの支援をする職員さんが、2週間に1回ぐらいしか来られず、タイムリーに教職員の人が困ったときに、使い方とかいろいろな困難な時に対応ができなくて、そこが課題だという話があった。ドコモの皆さん多分とても専門的なので、そういう時の支援をするようなルールづくりができていけば、もっと支援員さんに頼らなくても充実できるのではないかと思う。

○妹尾特別支援教育課長 この三者協定というのが特別支援教育の充実というところで、どこまでの範囲かということについては、しっかり吟味していく必要があると思っている。また、教職員のICT活用の知識や技量というのが、まだまだ十分でない部分があるので、それをいろいろ活用の研修やこういった取組を、ICT支援員の支援など、いろいろ積み重ねて、まずは教職員のベースをしっかりと上げていくことが大事だと考えている。

○池田委員 ベースをしっかりと上げていくのに、協力関係ができないか。

○妹尾特別支援教育課長 この三者協定でどこまでしてもらおうかということについて、またそれも一つである。協定はその教育の充実なので、一つの授業とか取組に関連したものであれば、おそらくアドバイスをもらえるかと思う。日常的に使う上でどうなのかというところについては、対応してもらえるかどうかというのは難しい部分もあるかと思うが、学習や取組に連携して取り組む活動の中で、しっかりと指導していただけたらと思っている。

○河上委員 その連携協定、成功例は非常に今後に生かしていただきたいと思う。この取組の拡充を期待したいところである。各校の特別支援学級とか、あるいは、支援が必要な児童生徒に対して、不登校生徒の学習支援も是非、今後に生かしていただきたいと願う。この取組をもっと情報発信をしていただいて、県内の児童生徒に、もっと広く、伝わるような支援を今後期待したいのでよろしく願います。

○妹尾特別支援教育課長 好事例での取組については、いろいろな場で伝えるように考

えていきたいと思う。不登校の児童生徒への活用については、今年度も考えている学校があったが、なかなかいろいろな状況で実現には至らなかった。そういった部分でも可能性があるのも、また今後も検討していきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第74号 島根県社会教育委員の異動について(社会教育課)

○野々内社会教育課長 4の1ページをお願いします。令和4年6月24日から令和6年6月23日を任期として委嘱している島根県社会教育委員のうち1名の異動があり、社会教育法及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、下記のとおり委嘱を行ったものである。

1 新たに委嘱する委員は、大橋覚委員であり、任期は他の委員と同様に令和5年1月24日から令和6年6月23日までである。

2 委員名簿については、4の2ページの委員名簿を御覧いただきたい。6番目に記載されている社会教育関係者の区分で、前任は邑南町教育委員会教育長の土居達也委員であったが、教育長を退任されたので、新たに大橋覚氏が邑南町教育委員会教育長に就任された。土居前委員は島根県町村教育長会から推薦され委嘱していたので、協議を行ったところ、後任として大橋教育長の推薦があったため、新たに委嘱させていただいた。

○朋澤委員 条例の第3条で、委員の定数は20人以内とするとあるが、島根県は12人ということか。12人が適当という意味はあるか。

○野々内社会教育課長 明確に12人が適当ということではないと思うが、現実的には社会教育委員の方にしっかり議論していただくためには、2時間あっても足りないぐらいである。しっかりと議論していただくために20人という人数ではなくて、ある程度しぼった形にしている。

○朋澤委員 若干東部の方が多いのかなと思う。これは、東部の方が集まりやすいというものもあるかもしれないと思ったが、それで12人というのが、どういうバランスなのかよくわからなかったのが1点。もう1点は、この社会教育委員の方々は他の県の会議、例えば「結集！推進委員会」などに出られているか。

○野々内社会教育課長 人数バランスは、交代される前から、東部6名、西部4名、隠岐

2名であり、東部6名、西部と隠岐で6名ということで東西バランスを取っている。参考までに、男性と女性の比率も6名対6名ということでバランスを取っている。他の会議には、その時のテーマによって出ていただいたりしており、例えば、有馬委員には、島根県社会教育委員連絡協議会の会長をしていただいている。いろいろな形で、参加していただいている。

○朋澤委員 いろいろなお考えのもとに、出席していただいているだろうと思って、ありがたく拝聴した。有馬委員については、益田市、津和野町、吉賀町の会合とかにもよく来ていただいて社会教育についていろいろと御指南いただいている。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第27号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について(学校企画課)

○大野学校企画課長 資料の5の1ページをお願いする。県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてお諮りしたい。これらの条例は、教職員の人数の上限を定めるものであり、毎年度、児童・生徒数の変動どおり、改正を行ってきている。令和5年度の状況に合わせた改正を行うものである。

改正の概要については2の表に学校種ごと、職種別に記載をしている。高等学校教育職員については4人減の1,595人、事務職員及び技術職については1人減の185人としている。いずれも生徒数、定員の減などに対応するものである。特別支援学校の教育職員については、児童生徒数の減に対応して26人減の962人、事務職員及び技術職については変更なしの80人としている。小中学校等の教育職員については、児童生徒数は減少するが、国の加配、県単独の加配の増に対応できるよう39人増の5,065人としている。事務職員及び技術職員については、生徒数・学級数の減に対応して3人減355人という形で設定をしている。

この内容については令和5年4月1日の施行を予定している。

冒頭申し上げたとおり、これらの条例については、あくまで教職員数の上限を定めるものであり、この人数どおりの配置を行うというよりは、この範囲内で国から配分されるケースなどを踏まえて具体的な配置人数をきめていくという形になる。資料5の2ページ、5の3ページのところに改正内容の新旧対照表を添付しているが、内容は先ほど表で御覧いただいたとおりで、説明は割愛する。

———原案のとおり議決

報告第75号 令和4年度2月補正予算案(2月13日上程分)及び令和5年度当初予算案の概要について(関係課)

○小畑総務課長 資料の6の1ページをお願いします。2月13日に開会する令和5年2月定例県議会において提案される予算案のうち、教育委員会関係分の概要となる。なお、2月8日の議会運営委員会を経た後、上程される予定のものであり、情報管理は留意願う。まず、6の1ページ及び6の2ページは予算編成を行うにあたり、県教育委員会の主要事業、施策をまとめたものである。

1 子どもの将来の選択肢を拡げる学校教育等の充実である。学校と地域との連携、県立高校と県内大学等との連携を強め、児童生徒1人1人の進路希望が実現できるよう、また、その選択肢が適切に提供され広がるよう取り組んでいく。関連する主な施策等は5項目で、そのうち(2)は拡充している。

2 特別な支援が必要な子どもへの支援である。障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことができるよう県立高校における通級指導や、相談体制の充実などを進めていく。また、特別支援学校と地域等との連携を図りながら、生徒の希望や障がいの特性に応じた進路先の確保などを進めていく。さらには、特別支援学校に児童生徒を送迎されている保護者の負担を軽減できるよう環境整備を進めていく。関連する主な施策等は4項目で、そのうち(4)は新規となる。

6の2ページをお願いします。3 教員の働き方改革の推進である。全ての教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう、教員の事務負担等の軽減を図っていく取組、具体的にはスクールサポートスタッフや学校アシスタントの配置など、今まで以上に進めていく。また、近年学校現場に配置すべき教員に大きな欠員が生じている。働き方改革を進めることと併せて若手職員の定着促進のほか、募集方法情報発信等により、引き続き教員確保の定着に努めていく。関連する主な施策等は2項目で、そのうち(1)

は拡充している。

4 その他については、(1)幼小連携・接続の推進では、来年度教育庁内の体制を強化し、各幼児施設、教育施設と小学校が連携し、幼小接続に関するプログラムの対応など、市町村の支援等進めていく。(2)ICTを活用した教育の推進では、県立学校の児童生徒が1人1台端末などを活用した教育をスムーズに行われる環境整備のほか、教員への研修やサポート等も行っていく。(3)公立中学校の部活動地域移行では、国において公立中学校の休日の部活動を地域との連携等により、地域に移行することを進めているが、各市町村の意向を確認し、国事業の活用など引き続き対応していく。新規となる。(4)世界遺産・日本遺産などの文化財の活用情報発信等では、世界遺産、日本遺産などに関する出前講座、動画の配信など、県民のみならず広く全国に情報発信することに努め、認知度の向上を図っていく。

以上の重点施策に係る予算の他、教育委員会の5年度予算全体の規模としては、5年度予算額のおり818億円余となり、前年度と比べて16億円余少ない規模となっている。

6の3ページをお願いする。次に、4年度2月補正予算案及び5年度当初予算案の詳細について御説明する。このたびの予算案は、新型コロナウイルス感染症対策やエネルギー価格・物価高騰対策、教育の充実など、すでに承認いただいた11月補正予算から、2月補正予算、当初予算と切れ目ない予算を編成するものであることから、これ以降、11月補正予算にも若干触れながら、2月補正予算案及び当初予算案を一体的に御説明する。表の合計欄を御覧いただくと、当初予算案は、814億9,700万円余。2月補正予算は2億8,400万円余。また、すでに御承認いただいた11月補正予算は7,600万円余となり、6の2ページでも御説明したとおり、全体では818億5,700万円余となっている。

6の4ページをお願いする。令和4年度2月補正予算案の概要についてである。令和4年度島根県一般会計補正予算第10号の1 補正予算の概要については、合計欄のおり、補正前の額835億2,300万円余を補正額2億200万円余の増額により、補正後の額837億2,500万円余とするものである。これは、新型コロナウイルス感染症の流行下において、学校教育活動を継続できる体制を整える等の国の補正予算に呼応したものなどである。

6の5ページをお願いする。2 課別事業別一覧である。上から、教育施設課が所管する事業では、1 教育財産維持管理費について国の経済対策に呼応し、特別支援学校の教室等における照明をLEDに交換するもので7,600万円余の増額。また、9月補正

予算で承認いただいた新型コロナウイルス感染症対策に係る学校施設修繕について、規模の縮小など執行見込みにより6,600万円余の減額。2 高等学校校舎等整備事業費について、4年度当初予算で承認いただいた隠岐水産高校実習棟に関して設計費など、執行見込みにより1,500万円余の減額、次に学校企画課が所管する事業では、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策として、感染者が発生した中でも教育活動を継続できるよう、保健衛生用品などの購入等に係るもので8,500万円余の増額。次に、教育指導課が所管する事業では、国の補正予算に呼応する事業として、1人1台端末を活用した教育を推進するため、ICTアドバイザー等と連携した教員向け研修の実施、ICTヘルプデスクの設置、各学校を巡回するICT支援員の配置に関するもので、5,400万円余の増額。また、11月補正予算を承認いただいたスクールバス安全装置整備に関して、国が追加で公立幼稚園等の職員を対象とした安全マニュアルの運用を適切に行うための研修会等を実施する事業として60万円の増額。特別支援教育課が所管する事業では、先ほど学校企画課の事業で御説明した消毒液等の保健衛生用品の購入等の予算のほか、国の補正予算に呼応する事業として、特別支援学校のスクールバスに乗車する児童生徒等の少人数化を目的として運行委託等によりバスの増便を行うもので、6,700万円余の増額。以上となっている。

6の6ページをお願いする。3 繰越明許費である。ただいま御説明した予算は、減額する事業を除いて全て令和5年度に繰り越すため、追加及び変更するものである。

6の7ページをお願いする。令和5年度当初予算案の概要についてである。令和5年度島根県一般会計予算の1 予算額の概要について合計欄を見ていただくと、4年度当初予算827億7,600万円余に対して、5年度当初初予算案は814億9,700万余となり、12億7,800万円余の減額。率にして1.5%の減が見込まれている。その内訳については、まず給与費では、総務課の給与費の欄のとおり695億円余で前年度に比べ10億円余の減額、次に給与費を除く事業費では、総務課の給与費以外の欄から以下、下の合計となるが、119億円余で前年度に比べ2億円余の減額となっている。

6の8ページをお願いする。2 債務負担行為である。複数年にまたがって、事業を施行する必要があるもので、この一覧の4事業、項目が5つあるが、債務負担行為を含むものである。各事業での設定理由であるが、1 学校施設バリアフリー化事業費は、県立高校でエレベーターの設置を予定しており、年度をまたいだ形で工期を設定する必要があるため。2 実習船管理運営費は、神海丸の維持修繕、定期検査等であるが、年

度をまたいで実施する必要があるため。3 未来の創り手育成事業費の県立高校生1人1台の端末購入支援は、令和6年度県立高校入学生に対する1人1台端末の価格低廉対策事業について、5年度末に6年度の契約を締結する必要があるため。4 教育センター管理運営費の教職員研修受講管理システム運用保守は、4年度に教育センターで導入し、5年4月1日から稼動する予定の研修事業管理システムについて、令和9年度までの5年間の運用保守契約を締結する必要があるため。5 教育センター管理運営費のホームページの運用保守は4年度に教育センターで導入し、5年4月1日から稼動する予定の教育センターホームページについて、令和9年度までの5年間の運用保守契約を締結する必要があるため。以上である。

6の9ページをお願いする。ここから以降は5年度当初予算案の課別事業別一覧と各課の主要事業の概要等を課ごとにまとめている。

まず、総務課である。先ほど全体の概要でも御説明したとおり、一覧の1及び2の給与費で、対前年度比10億2,800万円余の減額となっている。その要因としては、退職手当支給者の減、教職員の若返りによる減などが挙げられる。総務課予算は、教育委員会内部の管理運営計画のほとんどを支援しているが、その中で、この一覧の8の教育事務所管理運営費、9の教育庁管理運営費では、教育庁本庁や一部の教育機関、教育事務所に設置している。障がい者ワークセンターに係る予算として合計で4,900万円余の中で計上をしている。その関係で、6の10ページの主要事業の概要を御覧いただきたい。障がい者の雇用の促進に関する法律により、障がい者の雇用が義務づけられ、併せて障がい者雇用率の達成が求められている。障がい者ワークセンターは3年を任用限度として一般就労を目指してステップアップ制をとりながら、障がいのある方を会計年度任用職員で雇用し、支援員による指導のもと、事務補助に従事する場として運営をしている。

2年度以降、障がい者雇用率が達成できていないため、障がい者の雇用拡大に向けて、(3)のとおり執務室の拡大を図り、あわせて(1)及び(2)の対策も講じながら、雇用率の達成に向け取り組んでいく。なお、こうしたワークセンターは、特別支援学校全12校にも設置しており、連携して取り組んでいる。その予算については、特別支援教育に計上をしている。6の11ページをお願いする。これは障がい者雇用率についての国の検討状況に関する資料である。1のひとつ目の黒四角にあるとおり、国においては障がい者雇用率の引き上げが検討されており、教育委員会については、2つ目の黒四角にあるとおり、現在は2.5%であるものを2.9%に引き上げることとされて検討はされている。資

料の図のとおり、見直しについては、段階的に実施されることとなっている。なお、この図は民間の場合の例であるが、教育委員会も同様のスケジュールとなる。その他資料下段にある、短時間労働者の雇用率算定上の取扱いの見直しなどもある。このように大きな見直しを予定されているが、対応していくためには、新たに相当数の雇用が必要となっていく。また、雇用の規模に応じた業務も必要になるなど課題も多くある。引き続き国や各自治体の動向を注視しつつ特別支援学校のほか、知事部局と連携を図りながら対応していく。総務課説明は以上となる。それでは各課長や室長から順次教育事業の概要等について説明をする。

○教育施設課から説明させていただく。6の13ページを御覧いただきたい。産業教育設備整備事業費は、技術革新や産業構造の変化等などに対応できる人材の育成に向けて、専門高校の教育施設の整備であり(1)情報教育機器や先端技術実習機器の整備、老朽化した機器の更新などを行う。具体には、ここに書いていないが、実践的な商取引や会計処理を行う商業実践システムや設計図の作図を行うCADシステムなどを整備していく。

2 教育財産維持管理費は、安全・安心で豊かな教育環境実現のために、施設改修等を行う。(1)校内LANシステム整備1人1台端末に対応できる安定したインターネット環境を確保するために、無線アクセスポイントの更新や設置場所を廊下から教室にするなど、通信環境の最適化に向けた対応を行っていく。(2)エアコン整備は、今年度も新型コロナウイルス感染症対応ということで計画の前倒し等調整しているところであるが、引き続き、各機関の健康管理のために計画的に特別教室等への設置を進めていく。(3)LED照明整備であるが、設置年度が古い蛍光灯から優先的にLED照明に更新しているところであるが、今回、国の補正予算に対応する形で対象となる特別支援学校において、使用頻度の高い教室等の蛍光灯をLED照明に更新していく。(4)防火設備整備は、これは建築基準法改正により、防火設備の作動確認の義務化されたことに対応するため、定期点検では作動確認できない防火シャッターなどの更新を計画的に進めていく。

○大野学校企画課長 6の15ページをお願いします。学校企画課関係の主要事業の対応について御説明をする。1 児童・生徒へのサポート事業である。こちらは、定数に基づく常勤の教員の配置に加えて、学校の様々な課題に対応するために非常勤講師を追加で配布する事業である。(1)特別支援教育の視点からのニコニコサポート事業については、①小学校の通常学級に100人、②小中学校の特別支援学級に53人を配置することとしている。(2)のいわゆる中1ギャップに対応するための中学校クラスサポート事業については、大

規模校に29人配置することとしている。(3)不登校対応のための学びいきいきサポート事業については、中学校に30人の配置を予定している。なお米印に記載のとおり、これらの事業については、複数校の兼務を今年度から可能としており、各地域、学校の実現に応じた配置をしていきたいと思う。

2 働き方改革及び教員確保の推進である。まず(1)教員を支えるサポート人材の配置については、厳しい財政状況の中で、働き方改革をさらに進めるために配置を拡充している。①小中学校の事務作業を担うスクールサポートスタッフについては、小学校81校、中学校35校の配置を予定している。②県立学校の事務作業等担う県立学校アシスタントについては、78校への配置を予定している。③部活動関係である。次のページをお願いする。教員に変わって単独で指導のできる部活動指導員については中学校27人、県立学校60人の配置を予定している。教員とともに指導に当たる地域指導者については中学校で256人、県立学校で190人の配置をしている。④学習指導員、こちらコロナ禍対応という観点で配置をするものであり、小中学校に19人の配置を予定している。なお、県立学校については先ほど申し上げた学校アシスタントの方に、こちらの事業を統合しており、学校の状況に応じて事務作業や学習支援など、柔軟に活用できるようにしている。(2)学校内における業務改善の推進については、従来から行ってきたモデル校における研究実践や学校内で業務改善を推進するリーダーの養成など着実に進めるとともに、新たな取組として、定期試験の採点の効率化に資するよう、デジタル採点システムというものを各県立学校で導入するという予算も計上している。(3)県立高校の寄宿舎における外部舎監については今年度から予算を大幅に拡充して、基本的に全て教員ではなくて外部舎監で実施できる予算を確保している。来年度も同様の予算を確保したいと思っている。(4)教員確保のための募集広報等である。下に取組例をいくつか並べているけれども、様々な手法を活用した仕事の魅力発信、県内大学・高校と連携した取組更には採用した若手教員の定着促進等に向けたサポートの強化などを図っていききたいと思っている。それから(5)緊急校務員支援配置事業である。特に小中学校を中心に教員不足が深刻になっている。当然未配置が生じないように教員を確保していくことが重要であるが、仮に教員の未配置が発生した場合には、教員の校務負担を軽減する必要があるので、緊急校務支援員という免許を有しないサポート人材を市町村が配置できるように全額県費で、予算を措置するというものである。新規と書いてあるが、実質的には今年度から配置をしているのでその継続というものである。

3 高校生の住まい確保支援である。県立の寄宿舍に加えて市町村が主体となって、高校生の住まい確保を行う場合に運営費で補助を行うという仕組みである。(1)の従来から行ってきたみなし寄宿舍補助金、それから(2)より柔軟な枠組みで支援を行う今年度創設した共同下宿運営費補助金、この2つのスキームで支援を行っていく。表の下の部分に対象施設について記載をしている。既存施設もあり、令和5年度から新規で認定をする施設もある。これら全てに適切な支援が行えるように予算を計上している。

4 普通科改革支援事業、こちらは国の制度改正に伴って、カリキュラムの開発・研究、コーディネーター等の配置を行うための文部科学省の委託事業である。県内では今年度「地域共創科」を設置した隠岐島前高校などでの活用を想定している。

最後に、次のページに少人数学級編制について事業を続けている。真ん中の辺りに表をつけている。島根県においては、県独自の学級編制の見直しを令和3年度、令和4年度2年かけて実施をした。ここで完了しているので、令和5年度については、県としての少人数学級編制の内容に変更はない。なお、表のかっこ書きが国の学級編制基準である。小学校について段階的に35人学級に資することとなっており、令和5年度小4の部分は、国の35人学級として実施をされることになるので、これまで県単加配として行っていたものが国の経費で措置されるというものである。表の下に記載のとおり県独自の少人数学級編制等に伴う加配が92人、これとは別途、学校の抱える課題解決等のための加配が40人配置をすることとしている。(2)の加配は、今年度20人であったが、来年度は40人ということで、20人増加をする予定である。その加配を活用して、こちらに記載のある不登校支援、生徒指導の充実、学校課題解決のための先進的取組、更には再任用、経験豊富な方を活用した管理職支援、教科指導等の充実など、学校の課題にきめ細かく対応したいと思う。なお、※に記載のとおり、国の35人学級の実施に伴って、国の加配が減らされる懸念もある。そうした場合には別途県独自の加配による補充も検討していく。

○佐藤参事 6の20ページをお願いします。教育指導課関係の主要事業について御説明する。1 学力育成推進事業については、児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力を伸ばすため、市町村と連携して、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進していく。学力定着状況を把握するために引き続き学力調査を実施する。小学校5年生から中学2年生までを対象とし、実施教科については小学校では、国語・算数、中学校では国語・数学・英語、また、小・中学校両方で意識調査を実施する。このほか、グローバル人材に向けて、高校生による英語でのイベント大会の開催や英語教育における、外

国人指導助手の活用を引き続き進めていく。

2 未来の創り手育成事業については、各校が主体的で組織的な教育活動が実践できるよう、授業改善や学力育成の取組を推進していく。また、学校図書館や、ICT機器も活用しながら、他者と協働して自分の考えを深めるという教育を引き続き推進していく。

(1) しまねの高校生学力育成事業は、基礎学力をしっかりと身につけさせ、人生や社会に活かすことのできる確かな学力や、学び続ける意欲を育むための事業であるが、詳細は後ほど説明する。6の21ページを御覧いただきたい。(2) しまねの学力育成プロジェクト(小中)は、事業指定5市の児童生徒の学力や学習状況を調査し、有識者の分析を基に効果的な学習のあり方を見出すことを引き続き実施する。加えて、②により、外部支援の活用にも引き続き取り組んでいく。(3) 理数教育の充実に向けて小中学校で、しまね数オリンピック、中学校高等学校で科学の甲子園(県予選)を実施する。(4) 学校図書館の活用については、学校図書館を拠点にした子ども一人一人に寄り添った支援を行う学校司書等による学びのサポーター事業を引き続き実施する。このほか、②により学校図書館を活用した授業モデルの研究を。③により12学級未満の県立高校に学校司書の配置を。②④により、司書教諭の養成に取り組んでいく。6の22ページを御覧いただきたい。(5) 県立高校における生徒1人1台端末に対応した環境整備については、個人負担による購入経費の支援策として端末購入金額の3分の1相当の補助及び希望者に対して無利子の奨学金制度により、引き続き負担の軽減を図っていく。また、生徒1人1台端末に対応したネットワーク環境等の整備を引き続き行うとともに、授業に必要な協働学習アプリなどの導入などを行っていく。さらに、1人1台端末を活用し、円滑に教育活動を行えるよう支援センターを設置し、学校からのサポート依頼や家庭でのトラブル相談に対応する総合ヘルプデスクを引き続き設置し、各校でICT教育を下支えするため、ICT支援員の巡回派遣を引き続き実施していく。これらの環境整備に予算は補正と当初合わせて、7億円余となっている。

6の28ページを御覧いただきたい。説明した環境整備を基にして、県立高校でのICT端末を効果的に活用した教育の方向性についてお示ししている。ICT端末を活用して、生徒の学びを今後深めていく。ICT端末の活用することで、広がる学びの可能性を6の28ページに7つお示しをしている。生徒と教職員間の情報共有や家庭での配信、視覚的なイメージによる学習支援、情報モラルの定着、機器確保をすることで時間を創出し、対話的な学びといった今まで、比較的確保できていなかった言語活動などのアナログ的な時

間を創出すること。教室にいながらにして、地域社会の人材との探究学習を進めること。生徒各々の理解・習熟や障がいの特性、実態に応じた学習や指導といった可能性を7つ挙げている。また、6の29ページをお願いする。これまでのモデル校の事業を通じて得られたICT端末を効果的に活用できる学習場面をまとめたものである。日頃の授業で見られる3つの学習活動では、ICT端末を効果的に活用し、生徒の学びの質を上げてきた。県立高校では、今年度の1年生から1人1台端末が導入され、現在、各校ではICT端末を効果的に活用した授業改善を機に、施行錯誤しながら進めており、生徒の学びが変わっていくという確かな手応えを感じながら、経験を積み上げているところである。今年度の先生方の取組、インタビューや生徒の様子を基に、島根のこれからのICTを活用した高校教育の姿を県民の皆さんにお示しするためのイメージ動画、学びが変わる未来が変わる～県立高校1人1台端末～を作成した。県立高校編、教科編、合わせて11本の動画で構成されている。後ほどQRコード等でアクセスいただき、御視聴いただけたらと思っている。6の22ページにお戻りいただきたい。(6)COREハイスクール・ネットワーク構想である。中山間地域や離島等の小規模高校においても、多様かつ質の高い教育を行うため、国事業を活用してICT機器を最大限活用した遠隔教育を引き続き実施していく。令和5年度は益田高校を拠点として津和野、吉賀、江津の3校へ、延べ4教科の授業を配信する計画をしている。

3 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業については、本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、平成30年度193人であるが、令和2年度には235人と増加した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により入国制限が行われ減少したが、令和4年度には入国制限が緩和され微増しており、今後も増加が予測される。(1)により、特別の教育課程による日本語指導を行うなど、日本語指導の充実に力を入れる市町村に対して国の補助事業を活用して、引き続き支援していく。(2)により日本語指導が必要な児童生徒の多い小学校に12人、中学校に8人の教員加配を引き続き予定している。(3)により、宍道高校定時制における日本語指導が必要な生徒の受入体制について母語等ができる日本語指導員を拡充し体制を強化していく。また、(4)のとおり、日本語指導が必要な児童生徒への指導方法の工夫や改善及び指導力の向上を目的とした研修会を、引き続き開催していく。

6の23ページをお願いする。4 幼児教育総合推進事業についてである。(3)を御覧いただきたい。幼稚園における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、衛生用

品等の確保、オンラインによる保育参観などのICT環境整備を引き続き支援していく。
加えてこの事業について表した資料を用意したので6の30ページを御覧いただきたい。

2 主な取組の(1)のとおり、保育所等幼児教育機関の教育と小学校教育の円滑な接続を推進することに力点を置き、事業を来年度推進していく。次年度から新たに幼小連携・接続アドバイザーを本庁に配置し、研修の充実や幼小接続カリキュラムの作成支援等を実施していく。また、(2)のとおり訪問指導・助言を、(3)のとおり研修支援を、(4)のとおり幼児教育の理解促進を引き続き行い、市町村担当者や幼稚園教諭等の研修などを充実させ、地域の自治体に応じた幼児教育の質の向上を図りながら、幼小連携接続を推進していく。6の31ページをお願いする。また、次年度は未就学児に係る県教委の事業窓口を一元化する。(5)のとおり、未就学児の体力づくりや読み聞かせの取組を推進していく。6の26ページにお戻りいただきたい。最後に、島根の高校生学力育成事業について説明する。1の現状と取組については、新学習指導要領の開始や各校のグランドデザインを基盤とした授業の展開、生徒1人1台端末を活用した授業開始など、教育を取り巻く環境も大きく変化している。これらの変化に対応するため、普通高校では主幹教諭や高大連携推進員の配置を行い、専門高校においては最先端の産業設備の導入などを行ってきたところである。新たな取組の方向性としては、これまでの取組により変化に対応できる基盤は整いつつあるが、今後はこれからの基盤を活かして、各高校が主体的に組織的な教育実践を行うことが重要になっていく。その上で、生徒に対して多様な進路選択を示すことができるよう、県内大学との連携の取組を強化していく。

3 以前からの取組である。(1)のとおり、学校提案型プロジェクト事業については、全ての県立高校が学科や生徒の特性、地域実態を踏まえ、生徒の進路、目標達成のための学力育成プロジェクトの企画を引き続き実施していく。また、(2)専門高校の数学的能力等の育成や一定分野への興味関心を喚起し、「大学進学」といった進路選択肢の幅を広げ、あわせて就職後にも生かせる論理的思考力や客観的にとらえる力を育むため、専門高校に非常勤講師及び常勤講師を配置していく。また、しまね高校生学力育成プロジェクトの事業に関して、8,500万円余の計上をしているところである。説明は以上である。

○中村地域教育推進室長 6の23ページ 5をお願いする。地域教育推進関係である。教育魅力化人づくり推進事業である。学校が地域と協力し、「教育の魅力化」に取り組むことにより、島根の子どもたちの生きる力を育む事業である。大きく分けて4項目あり、(1) 子どもたちの生きる力を育む基盤となる学校と地域との協働体制いわゆる高校魅力

化コンソーシアムの構築の運営に係る経費を支援していく。(2) その構築されたコンソーシアムという基盤の上で、地域資源を活用した特色ある教育を行うための経費を予算化しようとするものである。①の地域と連携した探究学習、インターンシップの実施や②大学や企業と連携した先駆的な取組を支援していきたいというふうに考えている。(3) 県立高校の更なる魅力化を図るための各種事業である。各高校で策定しているグランドデザインの着実な実施や全ての高等学校でコンソーシアムが構築されていることを踏まえて、①魅力化コーディネーターの研修の充実とか、④の高校生等へのアンケートによる魅力化の成果を測る仕組みの構築を更に進めてまいりたいというふうに考えている。6の24ページをお願いします。(4) 高大連携の推進である。大学進学 of 進路実現を図るため、生徒の学力の底上げ支援や大学を知り、進路選択の幅を広げるという意味である。来年度は高大連携推進員を1名増員し、取組を充実することとしている。

具体的には6の32ページをお願いします。1 これまでの取組のところに記載しているとおり、(1)普通高校における高大連携の推進の担当としての主幹教諭の配置や(2)松江、出雲、石見の各エリアに高大連携推進員を配置するといったことに加えて、(3)県内大学への進学を希望する生徒を中心に総合選抜で合格したOBやOGといった方々からの体験談を聞くなどのプログラムの開催といった大学を知る特別の取組や進路の実現に向けた取組を進めている。

そうした中で2 このたび、島根大学材料エネルギー学部という新しい学部の開設への対応を始め、理系分野への関心を喚起するといったことが大事だと考えている。そうしたところを踏まえて、今後の方向性として県内大学と連携したプログラムの実施に加え、理系分野に対応した高大連携推進員を増員し、高校生が学びの内容を知る機会の充実を図りたいと考えている。

6の33ページである。3 主な取組としては普通科高校、先ほども御説明申し上げた普通科高校の主幹教諭やエリア担当としての高大連携推進員の継続配置に加えて、(2)の図の下の方に書いてある高大連携推進員を1名増員して、全県的な担当としてとして、島根大学新学部をはじめとした計画に関する情報発信を行う。また、(3)(4)のとおり、従来行っていた進路探究ゼミの開催に加えて、島根大学理系学部の魅力を知るプログラムの実施をしていきたいと考えている。

○野津子ども安全支援室長 6の24ページにお戻りいただきたい。6 悩みの相談・不登校対策事業についてである。いじめや不登校等の課題に対し、学校の教育相談体制の整

備を推進するなど、未然防止・早期発見・対応等の取組を丁寧に進めていく。(1)①スクールカウンセラーについては、来年度全ての公立学校へ配置することとしている。②スクールソーシャルワーカーについては、松江市を除く18の市町村で委託していく。県立学校については、宍道高校と浜田高校の定時制・通信制課程に配置していく。それ以外については、子ども安全支援室から派遣していく。⑥SNS相談については、公立私立の中学校、高等学校、特別支援学校の中等部、高等部の生徒を対象に4月から1年間、開設を予定している。(2)①児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するため、アンケートQUを実施する市町村に対し、財政的支援を行っていく。②いじめ等対応アドバイザーとして弁護士、臨床心理士等の外部人材を活用し、学校現場を支援する体制の充実を図っていく。(3)①県内にある12の教育支援センターを所管する10の市町に対して、財政支援や運営面での支援を行っていく。

6の25ページをお願いします。7 学校安全確保推進事業である。子どもの安全・安心対策として、送迎用バスの安全等の導入に必要な経費の支援及び送迎用バスの安全管理等に関する研修等を行っていく。

○妹尾特別支援教育課長 6の35ページをお願いします。特別支援教育課の主要事業の概要を説明する。1 インクルーシブ教育システム構築事業については、全ての学びの場で、特別支援教育を充実させ、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進し、地域を支える人材を育成していく。(1)発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業では、特別支援学校のセンター的機能等を活用して、小・中学校等への相談支援を強化していく。(2)高等学校特別支援教育充実事業については、今年度のところで、現在5圏域全てに通級による巡回指導が行える拠点校を置いた。来年度からは松江、益田、隠岐の圏域においても本格実施となる。今後は実践を重ねながら取組を充実させていく。更に昨年度より特別支援教育課に配置している合理的配慮アドバイザーを来年度も引き続き配置し、県立高校の特別支援教育を推進する。(3)切れ目ない支援体制整備事業については、就学前から就労までの一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を構築するために関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成・活用などによる引き継ぎ体制を充実させていく。(4)特別支援学校機能向上事業については、医療的ケア担当者の研修や学校看護師の配置、教員の授業力向上に向けた研修活動に係るものである。(5)特別支援学校と地域の連携強化事業は今年度からの事業で、来年度も地域の活動やスポーツ文化活動を通して、地域と学校のつながりを強化し、教育活動を地域に広げていく。

2 特別支援学校職業教育・就業支援事業については、特別支援学校高等部生徒の進路先の確保や就職後の定着、機能向上に向けた取組を推進するために、進路指導主事の代替非常勤講師を配置する。また、フードデザインコンテストや、合同スキルアップ学習などを通して、生徒の就業に向けた意欲やスキルの向上を促す。

6の36ページをお願いします。3 特別支援学校の通学支援の拡充である。来年度の新規事業として、通学における保護者の負担軽減を目的に必要な環境を整備する。(1)スクールバスの増便は表に載せている新規路線について、実際の利用ニーズに応じて変更する。6の37ページに、路線図を載せている。赤い矢印のナンバー1からナンバー5が新規路線となる。(2)朝の預かり機能の確保については、学校の始業時間より早い時間から幼児児童生徒を学校等に預けることができる環境整備である。学校への聞き取り調査の結果から、松江養護学校・益田養護学校の2校で実施を予定している。

○徳永保健体育課長 6の39ページをお願いします。保健体育課関係分の主要事業の概要について御説明する。1 子どもの体力向上支援事業・学校体育指導力向上事業については、児童時期から運動に親しむ習慣を身に着け、生涯にわたり健康な生活を送れるよう、学校や地域において、子どもの体力向上をめざした取組を進めていく。(1)未就学児の体力向上推進事業では、幼児期に多様な動きを経験する機会を提供し、運動習慣の定着につなげるために、県の幼児教育センターと連携し、①の幼稚園、保育所、小学校の教職員を対象とした指導者研修や、②幼稚園・保育所等への専門指導者の派遣により、指導力の向上を図る。(2)体力向上のための調査研究事業では、例年同様に体力テストを実施し、その結果をまとめ、分析して、学校や地域での体力向上の取組に繋げる。(3)令和の日本型学校体育構築支援事業では、保健体育科目において柔道などの武道やダンスに係る指導の充実を図るため、専門的な知識や技能を持った地域の指導者を授業に派遣するモデル校での実践研究などを実施する。

2 食育推進事業については、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成等を推進するために、(1)食育用の副教材である「食の学習ノート」を作成して活用する取組や、(2)食育推進の中心的役割を担う栄養教諭を対象とした研修を実施する。食の学習ノートの作成にあたっては、農林水産部と連携して地産地消などの取組を掲載し、ふるさとの食材への関心や地域の生産者への感謝の心などを喚起する内容を盛り込んでいく。また、(3)朝食欠食など課題が多い高校生を対象に、食への関心や意識を高めるための啓発の取組として、手軽に栄養が摂取できる日本の伝統的な料理のみそ汁をテーマとしたコンテストを実

施したいと考えている。

3 健康教育推進事業・子どもの健康づくり事業では、子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指して学校保健活動を推進していく。具体的には(1)の専門家や専門医を学校に派遣して、性に関する問題やスマートフォンなどのメディア接触の長時間化による生活習慣の乱れなどの健康課題について指導を行う取組や(2)のがん教育総合支援事業として、教員向けの研修会などの開催や、令和4年2月に作成した学校におけるがん教育の手引と今年度作成中のQ&A集の活用などにより、がんについての正しい理解と適切な生活習慣を身につけるがん教育を推進していく。

6の40ページをお願いします。4 インターハイ実施競技支援事業では、令和7年度に中国ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会に向けて、(1)の開催準備会の設置や(2)選手強化などの取組を進める。参考までに島根県内での開催競技種目と会場の市町はこちらのとおりである。

5 部活動地域移行等支援事業では、公立中学校部活動の地域移行に向けて、市町村が関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保への支援等に関する国の実証事業の活用を希望する場合に支援することとしている。これについては運動部活動だけではなく文化部活動も含んでおり、予算は学校企画課での計上となる。なお、下に国の示した年次進行図を付けている。左から2番目の令和5年度が来年度の取組になる。以降、地域の実情に応じて取り組むこととされているので、市町村の意見を聞きながら連携して取り組んでいく。

○野々内社会教育課長 社会教育課である。6の41ページに社会教育課の事業別一覧を載せている。主要事業の概要については、6の42ページからとなる。1 ふるさと人づくり推進事業は、島根の次の世代を担う「人材育成」等に取り組むものだが、大きく2つの事業に分かれている。下の図も併せて御覧いただきたい。(1)のつながりづくり「ふるさと活動」実践事業は、子どもたちが地域の資源を活かして行う「ふるさと活動」を支えたり、「ふるさと活動」への参画などを通して県内外の大学生等が、地域とつながり続けることができる環境づくりに取り組む市町村を支援するものである。この取組により、子どもたちの成長を促すとともに、将来的には大学生や若者の還流にもつなげていきたいと考えている。活動の好事例を波及させるための交流会も開催しながら、未実施の市町村や団体に、この取組が広がるよう働きかけていきたい。(2)の「学びのサイクル」による人づくり促進事業は、来年度から新たに取り組む事業である。公民館等と地域団体が連携し

ながら行う学習や実践活動に参加した地域住民が、それらをきっかけとして、気付きや達成感、向上心等を得て、次の学びに向かい、これを繰り返すことによって成長していく、「学びのサイクル」が生み出されることをねらいとしている。多くの地域住民にこの動きが生まれ、地域課題の解決に向け自発的に取り組み始める、そのような人材育成に取り組む市町村を支援するとともに、活動事例の周知や広報も行っていく考えである。この2つの事業により、地域でのふるさと活動に取り組む、主に子どもたちを対象にした人づくりに加え、公民館活動等をきっかけしながら、地域住民が成長していくという、主に大人たちを対象にした人づくりも進めていきたいと考えている。

6の43ページをお願いします。2 ふるさと教育推進事業である。地域の教育資源を学びに活かし、子どもたちのふるさとへの愛着・誇り、貢献意欲や、確かな学力、実行力の育成に取り組む市町村を支援するものである。(1)では、ふるさと教育を推進する市町村や小中学校の取組を支援するために、交付金を交付し、(2)では、ふるさと教育の質の向上を図るため、ふるさと教育担当教員の悉皆研修を行うほか、地域教育資源や優良事例をホームページに掲載し、普及啓発や活用を図っていただくこととしている。今後とも、学校・家庭・地域の連携により、子どもたちのふるさとへの愛着や誇り、貢献意欲はもとより、ふるさと教育を教科等の学びに結びつけ、確かな学力や実行力の育成を図っていく。

3 社会教育士確保・養成事業は、社会教育士等の育成を図るものである。(1)では令和2年度より島根大学と連携し、ICTを活用して、学校と地域をつなぐ、人づくりに重点を置く内容で、講習を実施してきた。今年度からは島根県立大学地域政策学部の教員の協力を得て地域づくり系の授業も開設しており、来年度も引き続き「人づくり」「地域づくり」の両面から社会教育士を養成することとしている。その他、(2)の県外大学等で実施される講習への教員派遣、(3)の資質向上のための研修会等を開催していきたいと考えている。

○石原人権同和教育課長 6の44ページを御覧いただきたい。人権同和教育課分について御説明する。4 進路保障推進事業費が令和4年度の当初予算と比較し830万円余の増となっているが、これについては島根県教育委員会奨学資金の国庫への返還不足分を計上したものである。この奨学金は、現在は返還業務のみ行っている。昨年度のところで、文部科学省の方から国庫返還の予定の調査があり、それを受けて点検調査を行った結果、平成23年度システムを改修した際のプログラムミスにより、本来国に返還すべき額の1部が、県の歳入の方に入っていたことがわかった。遅延利息等の県の損失や個人の返還デー

タには誤りはなかったが、システム改修を改めたことと今後このようなミスが起きないようにチェック体制の強化、マニュアルを作成した。6の45ページを御覧いただきたい。支援を必要とする子どもの実態が複雑化・多様化する中で、子どもや家庭の実情に即した支援の充実を図り、子どもたちの学びを保障するために教育と社会福祉の連携推進や、教職員の社会福祉に対する理解、実践力の向上を図る取組を進めていく。まず1つ目は学習支援事業である。子どものセーフティネットの充実の一環として、子どもの居場所における学習支援を進める市町村に対し、資料にある事業スキームへ支援を行うものである。2つ目は、学校・福祉連携モデル事業で、2年間のモデル事業として、昨年度から実施している。この事業で、学校と社会福祉の連携による成果を検証し、課題を抽出、活動のための具体策を実証研究するものである。令和5年度からは、出雲工業高校、飯南町教育委員会で、事業を進めていく予定としている。また、令和3年度、4年度の取組については、令和5年度のところで、中間報告書を作成し、情報提供を行う予定としている。3つ目は、教職員の社会福祉に対する理解や実践力の向上を図る研修の実施である。模擬ケース会議など演習を通し、学校において支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し適切な支援につなげていけるよう、教職員のスキルアップに繋げていきたいと思う。

○中島文化財課長 6の47ページをお願いする。文化財課の主要事業の概要について御説明する。1 島根の歴史文化活用推進事業については、研究の成果を活用して、島根の豊かな歴史文化の魅力を、県内外に発信し、文化財の保存継承への気運の醸成から、交流人口の増加などにつなげていくことを目的とするものである。事業については、(1)から(3)までのとおり、島根の古代から近世に至る多様な歴史文化をテーマにオンライン配信を併用した講座やシンポジウムなどを県内や東京で開催するほか、県内七つの日本遺産についても認知度向上を図り、関心を高めるために、オンライン講座の配信などにより、それぞれの日本遺産のストーリーの魅力を全国に情報発信する。(4) 新たな取組として、今年度で終了した古代歴史文化賞の成果を活かして、これまでの受賞作品にちなんだテーマで東京で3回連続講座を開催し、講座の受講者に萩・石見空港を利用した歴史のキースポットをめぐるツアーの実施に取り組む。6の48ページ(5) 他県と連携した取組として古代をテーマに複数の県で共同研究を進め、その成果を講演会の開催などにより、全国に情報発信していく。2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、世界遺産・石見銀山遺跡の適切な管理と未来への継承を目的としており、調査研究、保存整備及び情報発信の3本の柱で事業を推進する。内容については(1)から(3)にあるとおり、石見銀山遺

跡の価値や魅力を高めるため、あるいは、実態の解明に向けた様々な調査研究の実施、大田市が行う遺跡の保存整備事業や世界遺産センターの管理運営に対する支援のほか、県内外に向けたオンライン講座の配信や児童生徒を対象とした出前講座の開催、世界遺産センターでの企画展の開催などにより、幅広く情報発信を行うことで、石見銀山の価値や魅力の磨き上げや認知度の向上に努めていく。

○舟木福利課長 福利課である。6の49ページを御覧いただきたい。事業別一覧の中の2 教職員の法定の健康診断を実施する事業である。4は教職員を対象としたストレスチェックの実施。専門カウンセラーや臨床心理士による心の健康相談を行うものである。飛んで7は、県内各地に33ある教職員住宅の維持管理の費用である。これら教職員の福利厚生に関する事業にしっかり取り組んでいく。

○池田委員 6の11でワークセンターのことで説明があった。雇用率を上げなければいけないという説明があったが、数年前、厚生労働省で水増しがあった。職業についてとしても孤立したり、なかなかまわりの人のフォローなどがなく、就労が続かないということがとても多いのではないかと思うが、そここのところの対応をしていかなければいけないのではないかと思う。数字を上げることが目的ではなく、しっかりそここのところを図っていただきたいと思う。

○小畑総務課長 確かに法定ということで、数字の達成というものを一つの目標として達成しなければならないという形でやっている。1番は雇用したスタッフが、いかにステップアップしていくかというところに重点を置きながら、環境づくりや他との連携など、これからさらに数字の厳しさはあるが、そこは引き続き力点を置きながら取り組みを進めていかなければならないと思っている。今ここの見直しのところでも、まずはこの見直しの数字に少し打ちのめされている感じがある。例えばスタッフの働く場をどういうふうに提供していくかということは、今のステップアップに限らず、いろいろな広がりも考えていかななくてはいけない。関係の皆様といろいろな話をしながらやっていかないといけないと思っている。また、今までカウントしていなかった短時間労働も含めると、単純に今までだとそれが満たさなければカウントしないというところで、1人分、何人みたいな形でカウントしてきたが、結構緩和されて20時間未満でも0.5人とカウントができるようなことからすれば、そういう希望があるスタッフを雇っていくというようなことになると、非常に頭数だけで見ればすごく増えていく道もある。いろいろな問題、課題と言ったのはそういう制度によって、今、形を作り上げている環境だけでは、新しい発想に対しては対応で

きないということもあり、これから更に、いろいろ考えていくというところに立って、これから考えていきたいと思う。

○原田委員 次年度予算、魅力的なことを考えていただいてありがたいと思っている。2点ほど質問させていただきたい。1点目は6の32ページの高大連携推進の主幹教諭配置のところだが、主幹教諭が仕事としてはすごくありがたいし大事なことだが、全ての普通高校に配置した場合に、主幹教諭は数が増える。そうなったときに、教頭、校長という管理職を考えたときに、その採用のことや昇任を考えると、資格が増えると、当然そのパイが増えるから、教頭や校長を今度昇任していく時に、どんどん頭打ちの状態になってきて、つながっていくのかなと思う。見通してみたいなものを教えてもらいたい。

○大野学校企画課長 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり主幹教諭については教頭職の試験に合格して名簿掲載された方を配置するというようにしており、最近、二十数名配置をしているので、主幹教諭として配置した人を円滑に教頭に昇任させていくということが課題だろうというふうに思っている。現状においては計画的に配置を行っており、主幹教諭を2年程度務められた方は、順調に教頭に昇任できている状況である。今後も計画的に主幹教諭を教頭に昇任させていくということも見せながら管理職試験の実施を行っていききたいと思う。

○原田委員 特別支援学校のスクールバスは昔、配置されたころから、どんどん充実していった感謝するところである。1つの質問は、運航状況の図をみさせてもらって、そう理解する。ただ、気になるのが、具体的に言うと、出雲市から松江清心養護学校の方に隣の東部医療センターとの関係で訓練を続ける子どもたちが清心養護に通っている実態があったような気がする。それは今もそういった子どもたちの親さんたちは、出雲から松江に行くスクールバスも希望されていたようなことが今もあるのかないのか。ないから、今も挙げてないのか確認をさせてもらいたい。

○妹尾特別支援教育課長 原田委員も御指摘のように、出雲市から松江の方の特別支援学校に通う生徒は一定数いる。長距離の通学をしているところだが、特に出雲市の場合は、障がい福祉サービスが充実しているところがあり、福祉事業所の車両による福祉有償運送とか、移動支援のサービスを使う形での利用があり、バスへのニーズというのは、それほどないと。そういった状況である。

○原田委員 今度は逆にバスが増えている。バスが増えると、昔からのバスよりも増えるわけで、ニーズとして今までは通学だけだったけど、今度は下校のことを望む保護者の意

見があったのではないかと思う。運転手さんの時間が決まっている、今までは、校外学習用のバスが中心だった。通学とか支障のない、今度、回が増えたときに、今後またそういうニーズとかというのが、先走るかもしれないが出てくるのではないか。そういったあたりどのお考えか。

○妹尾特別支援教育課長 今回の通学支援の充実に関しては、令和3年度に実態調査を行い、教育委員会会議でも概要を報告させていただいた。それから今年度、各学校への直接の聞き取り等も行って、それらの実態を踏まえた上で今回の具体的な運行というところに繋げておるところである。現在、特別支援学校の通学支援は登校のみということであるが、アンケート調査結果からも、下校については、自家用車以外の手段で下校している方の割合が8割ということになっている。登校の場合は自家用車の登校が全体の4割あるということなので、まずは登校の支援をとということで、今回計画している。下校については、今後の見通しというか、近年の状況としては、放課後等デイサービスの事業所から学校に迎えに来るといった手段を利用されている方が、保護者の方が増えているというところで、8割の方が、自家用車以外でということにつながっていくかと思う。放課後デイサービスについては徐々に増えてきていると感じているところである。

○原田委員 朝の預かり機能の確保は本当にすごいことだと思う。保護者の当然負担軽減を考えていらっしゃるが、教員の負担軽減を思ったときに、通常の勤務時間前から入るので、当然朝の勤務、そういったあたりの教員の時間の割振りとか、どのように具体的に考えておられるか。

○妹尾特別支援教育課長 朝の預かりについては、現在考えているのは、福祉サービス事業所に委託をして、場所は学校の部屋を空いた部屋を提供しながら、そこに福祉サービス事業所に中に入ってもらって、見守りをしていただくという形で、教員の勤務時間そのものには影響しないような形というふうに考えている。

○池田委員 私もこれはいったい誰がするのだろうと思いながら聞いていたが、委託という形で今のところ、モデル的に松江養護学校と益田養護学校、来年度からということでもどがついているのか。

○妹尾特別支援教育課長 この事業については、現在、県教委の方が実際に事業所に出向いて交渉を続けているというところである。はっきりと来年度スタートの時点からすぐにスタートできるかという、現段階ではまだ確定はしていないが、それに向けて今直接交渉している状況である。

○池田委員 もう1つ特別支援教育関係、6の35ページの合理的配慮アドバイザーを配置しておられるということだが、どういう業務をされているか。

○妹尾特別支援教育課長 主には、高等学校の中で特別な支援が必要な生徒に対して、合理的配慮を提供していく必要があるが、そこに、そういった状況が必要な学校に出向いて相談に応じていろいろ助言を行っている。さらに、昨年度からスタートした巡回による高校の通級の拠点校も回って、その担当者からいろいろ情報を聞きながら、助言をすることをしている。特別支援教育課で1名配置している。年間を通して、複数回高校全校を回るようにして、いろいろニーズを把握しながら助言をしているところである。

○野津教育長 合理的配慮の具体例を教えてください。

○妹尾特別支援教育課長 通常の学級の中で特別な支援が必要な生徒に通常の学級のなかででき得るといった配慮ということで、具体的には、その授業の説明がしっかり聞けるように、座席の位置とか、板書の仕方、ワークシートの作り方等々、教員に対して広範囲の助言をしたり、それから効果的なICT機器の活用とか、そういった通常学級の中でのその支援について、こういった形がいいのではないかという助言をするということだが、まずはとにかく相談に乗るというところが、高校にとっても非常に必要とされているところであり、一緒に考えていくということで、そういった体制である。

○池田委員 来年度も今年度も1名か。

○妹尾特別支援教育課長 1名である。

○池田委員 その方はどのような資格か。

○妹尾特別支援教育課長 特別支援学校の校長を退職された先生。

○朋澤委員 就学前の子どもについていろいろ心を砕いていただき感謝。とてもたくさん就学前の子どもとか業者との連携とか出てきているが、6の30に、幼児教育総合推進事業(幼児教育センター)、(2)指導主事及びアドバイザーによる訪問指導・助言とある。これは今まであって、わたしたちもお世話になっている事業の継続なのかなと思って見させていただいたが、6の31ページの(5)未就学児の体力向上や読み聞かせの取組を推進というのは、これからなのかなと思いながら聞かせていただいた。それから、6の39ページの保健体育課関係のところ、(2)「しまねっ子！元気アップ・レポート」これはたしか毎年、文書で案内をいただいていると思うが、いろいろメールでいただくものとか、教育事務所からおりてくるものとか、しまねっ子！元気アップ・レポートのように、文書でいただくのとか、バラバラという言い方はいけないが、結局私はどのようにアンテナを張

って、県が示してくださる事業に、ぶつかっていくというか、返せばいいのかがよくわからない。どこにどのように意識を持っていればいいのか。すごく大事なところなので結局は、例えば9の30ページにあるような幼児教育総合推進事業については、益田管内の教育事務所から降りてくるとか、あと元気アップ・レポートなら文書でいただくとかなんかそういう決まりというか、流れが、それぞれの課によって違うのか。

○野津教育長 違う。

○朋澤委員 では、どういうふうに待っていればいいのか。自然にわかるものか。

○野津教育長 何かで来る。

○朋澤委員 待っておく。

○野津教育長 ちなみに6の31ページの(5)は昔からやっている。保健体育課と社会教育課がそれぞれにやっていたので、今回、幼児教育の組織強化をすることに併せて、事業統一というか、体制化を図る。昔は、社会教育課から始まって、その頃は、いくら言っても教育指導課が相手をしてくれなかった。それぞれの課が一生懸命やっていた。おそらく組織が強化されて専任の管理職の配置がされて、きちっと、どういう形で、幼児教育の施設の方へものを届けるということは、保体・社教と合わせてよく考えて、年間けっこうあるので、いろいろな案内みたいなのが。来年すぐには難しいと思うが、おって、そういうこともきちっと情報の届け方、全体像を示した上で、直々に届くというものがきちっとできるように、幼児教育センターの業務整理をする必要があると思っている。

○朋澤委員 はい、わかった。

○河上委員 6の24の6 悩みの相談・不登校対策事業だが、全国的にみても、また県内でも、不登校児童生徒の数が、なかなか減少することがなく増加傾向にある状態と聞いている。コロナ禍の影響もあるかと思うが、こうして対策事業として、予算と事業の内容についても、非常にいろいろな取組を挙げいただいているが、ぜひ今後の充実を更に期待するとともに、ICT教育を使った画期的な何かそういった事業を今後取り組んでいただきたいということを願うので願います。

○野津子ども安全支援室長 今後、対策については今、これまでやっていることを丁寧に進めていくことが、大事だと考えている。例えばスクールカウンセラーの活用であれば、未然防止であるとか予防的な段階で、スクールカウンセラーを活用できないか。面談だけではなくて、カウンセリングだけではなくて、全員に対してして、面接をして、早めこの子はどうなのかなという網を広く貼るというか、それを予防的なところで、スクールカ

ウンセラーを活用するとか、いろいろな方法があると思うので、そのあたりを含めて丁寧に対応していきたいと思っている。またICT活用についても、少しずつ市町村から事例が上がってきていく。また、他県の方からも情報が入っているので、それを踏まえて活用が進んでいくように、丁寧に進める。

○河上委員 若者の自死の数というのも非常に全国的に見ても増えている。是非、そういった対応についても、併せてお願いしたい。

○池田委員 先ほどと関連して、国もいじめ、不登校に対して、未然防止、未然発見と言っているが、このあいだ全国教育委員会研修を受けた時もそのことを強調しておられた。先ほどから丁寧にとか、きめ細やかにということが何度も出てきているが、それは教員、日々接している教員の負担がすごく大きいと思う。そこのところを思うと、今、現状のこの職員配置のところでも、なかなか大変ではないかなと。働き方改革もあるが。6の16の(5)緊急校務支援員配置事業を今年から行われているという説明があった。教員の負担を軽減する大きなものではないかと思うが、実際に今年度どれだけの配置があって、どういう業務をなされているのかお聞きしたい。

○大野学校企画課長 まず不登校の教員配置であるが、国の加配それから県単の加配を含めて様々な配置をしている。最終的に教員不足の関係もあり、なかなか難しい状況であるが、国の加配も増加をしているし、県単の課題解決加配と言われる中の加配について、今年度20人のところ来年度40人に増えるので、その中でも不登校支援などを重点的に取り上げて支援をしていきたいというふうに思っている。緊急校務支援員については、手元にデータがないので、後ほど、お示しをしたいと思う。欠員や常勤教員が不足している非常勤を配置している学校を対象に、市町村の方で要望が上がってきた部分について、採択をして支援をしていくという形であり、欠員が生じていたり、常勤が非常勤になっているという学校に配置ができていない状況である。業務の内容は特に制約していないで、学校の実情に応じて、事務の支援を行うところまではもう少し踏み込んで、校務的なところに関与している支援員もいると聞いている。

○池田委員 保健体育課の食育推進事業というのがある。先ほど全国教育委員会のところの中で、不登校対策は食育が大事と話が出ていた。私は不登校が精神的とかそういう問題だけではなくて、朝、しっかり起きられない、不登校と栄養失調は密接な関係があるという話も出てきているとそこで紹介したが、朝、起きられて活動を迎えるということがすごく重要ではないかと思うので、そこの視点からも、この食育というのは、また見てほしい

と思う。

○朋澤委員 さっきの不登校のことだが、スクールカウンセラーの配置等や教員の加配などを言っていたが、不登校のお子さんをみるのに、担任の先生が、携わっていただくのが、一番必要な気がする。全部ではないが、校長先生方の面接とかでもチームでとすぐく言われるのはわかる。確かにその1人の対応ではなく、チームであろうとは思いますが、担任の先生の日頃いつもおられる先生の言葉が一番響いたり、親もそこを望んでおられるような気もするので、そこにしっかり加配をしていただいて担任の先生の負担が過剰にかからないような不登校のこの場合はしていただけるとありがたいと感じている。先ほどの30人付けていただいていたので、そここのところうまくしていただけたらありがたいと思った。別件だが、6の16の(4)教員確保のための募集広報等のところで、若手教員の定着促進等というところだが、若手の先生方が辞められる原因と要因とかははっきりした傾向的なものがあるか。

○大野学校企画課長 若手教員の離職が近年増加傾向にあるという状況は把握している。理由についてはそれぞれで、なかなか一概には言えない部分もあるが、もともと他県の出身者が島根で教員されていた方が、他県にUターンするというのが一番多い。その他は転職されるという方もおられるので、なんらかの学校での勤務に課題があるということもうかがえる状況である。これは必ずしも把握しきれていない部分もあるが、今後定着促進のための施策、サポート充実していくこととしているので、そこで若手の教員がどこに課題を感じておられるか丁寧に把握をして、更なる対策につなげていきたいと思う。

○朋澤委員 その原因がわかった上での強化対策というのが確かだと思う。昔までの石の上にも3年的な観念がもう今は教員に限らずなく、転職される方がおられるのかなと感じているが、せっかく教員採用試験に通られて、教員になっていただいたからには、教員の面白さであったり、子どものかわいらしさであったりも、しっかり感じていただきながら、またなおかつ、先生方同志の人間関係もうまく作っていただける社会性なり、身につけていただいて、大変でしょうけども、楽しい教育生活を皆さんまっとうしていただけると嬉しいなと思う。そのためにもこの事業の取組を充実させていただけたらありがたい。

○池田委員 6の45、人権同和教育関係で、まず進路保障推進事業になっているが、進路保障の支援を要する子どもの実態は、複雑化多様化して、福祉に関する機関と連携における実践力の向上を図るのがどうして進路保障になるのだろうと思って読んだ。それと(2)の学校・福祉連携モデル事業、新たに5年度と6年度が出雲工業高校と飯南町教育委

員会。3年度も4年度も、どこか指定されていて、実践の結果があるか。それと、2の人権教育推進事業だが、研修が年1回実施とあるが、多分地域の中では、いろいろな支援が必要な子どもさんに対して、児童相談所とか、町など自治体の保健師さんとか学校とか、福祉が多職種で連携をしてチームを組んで対応しているところがいっぱいあると思うが、年に1回実施研修というのがよくわからない。

○石原人権同和教育課長 まず、進路保障だが、いわゆる出口を保障するという考え方はない。いわゆる今の学びを保障して、今の学びを保障することによって子どもたち一人一人が目指していく進路を達成できる、そういう支援をしていくという考えである。なので、ただ単にどこどここの企業に就職したとか、そういう考え方はなく、まずは今の学びをきちんと、いわゆる子どもたちの学びを阻害しているものを、しっかりと取り除いてやって、学びに向ける環境を整えていこうと考えている。学校福祉連携モデル事業は、2年間で1つのサイクルとして指定しているので、令和3年度に県立は松江南高校、市町村では美郷町教育委員会、これを2年間実施した。なので、この3年度4年度取り組んだ成果について説明したように、令和5年度のところで、中間報告書の方を作成していこうと考えている。新たに令和5年度、6年度という2年間の事業として出雲工業高校と飯南町教育委員会に取り組んでもらおうと思っている。それから、この子ども支援実践講座は、能力開発研修という形で9月のところで実施をしている。併せて今御指摘いただいたように、様々な外部機関との連携を進めていく上においては、学校福祉連携推進教員を4名、県内に配置しているので、その教員が様々な外部支援とのつながりをもって各学校、校内においては生徒、あるいは教員への支援、アドバイス等を行っている。ただ進路保障推進協議会という各市町村の人権教育担当者が集まって行う会議であるが、その中においても、いわゆる福祉との連携の充実というふうに進めてもらうような説明をさせてもらっている。

——原案のとおり了承

報告第76号 令和5年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について(学校企画課)

——原案のとおり了承

報告第77号 島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正について(文化財課)

○中島文化財課長 資料の8の1ページお願いします。1 改正理由については、古代出雲

歴史博物館に月2日の休館日を設定するための改正を行うものである。8の3ページ、新旧対照表の第12条のところにあるとおり右側の方が改正前の条例であるが、休館日を設定しないとしており、現状では第2項の規定、指定管理者は施設等の維持管理のために必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて博物館を休館することができるというこの規定により、月1日の休館をしているという状況である。8の1ページに戻っていただいて、現在の状況であるが、つまり、月1日だけの休館では、現地のレイアウト変更、あるいは、借用、貸し出しや返却などによる展示品の入れ替えといった作業、指定管理者による清掃や設備の点検や法定点検などの作業を同じ日に行うことになるため、作業に必要な時間を十分に確保できないことや、展示資料を毀損する危険性も高い状況である。また、他の博物館などから資料を借用して展示する場合でも、例えば、借用できる期間が限られている資料については、月1日の休館では展示替えの作業時間が確保できないため、展示したい資料があっても見送らざるを得ないといったケースがある。こうしたことから、国宝重要文化財を含む展示資料の適切な保管管理や展示の充実を図るため、月2日の休館日を設定するための改正を行うものである。2 改正の概要であるが、(1)月2日の休館日を定めることについては、アのとおり、第1火曜日及び第3火曜日を休館とし、次にイのとおり、アの休館日が祝日、1月2日及び3日、5月1日及び2日、8月15日といった正月休み、ゴールデンウィーク、お盆休み中の多数の来館が見込まれる日と重複する場合は翌週つまり第2週あるいは第4週の火曜日を休館日とする。次に(2)については、もう一度8の3ページ、新旧対照表を御覧いただきたい。右側、改正前の第12条第2項、指定管理者は施設等の維持管理のため必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて博物館を休館することができるという規定を、このたび休館日を設定することに伴い、左側、改正後の方の第3項のとおり、指定管理者は必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、休館日を変更することができるに改める。

8の1ページにお戻りいただき、3 施行期日については、観光事業者への周知期間が約半年間必要であることから、令和5年10月1日施行とする。

———原案のとおり了承

第78号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について(文化財課)

○中島文化財課長 9の1ページをお願いします。1 改正理由については、博物館法の改正に伴い、島根県立古代出雲歴史博物館条例において引用する博物館法の条項につい

て改正を行うものである。内容については2のとおり、古代出雲歴史博物館に設置されている博物館協議会において、引用する博物館法の条項が、第20条第1項から第23条第1項に移動したことによる整理を行う。9の3ページ、条例新旧対照表の第20条のところで該当部分をアンダーラインで示している。参考までに御覧いただきたい。9の1のページにお戻りいただいて、施行日については、法律の施行日と同じ、令和5年4月1日とする。なお、博物館法の改正により、今後教育委員会で規則改正を行う必要があるので関係する部分を説明する。9の1ページ1改正理由のところに記載したとおり、博物館の役割が多様化・高度化していることから、博物館の設置主体の多様化を図りつつ適正な運営を確保するため、博物館登録制度の見直しを含む改正が行われ、令和4年4月15日に公布されたところである。これにより、9の4ページにある(参考)のとおり、改正博物館法の第13条により、博物館登録の審査基準の一部については、文部科学省令を参酌して、都道府県教育委員会が定めることとされている。現時点ではこの参酌すべき基準の省令が示されていないが、公布され次第、博物館の登録に関する規則の改正について、おっってお諮りする予定である。資料2は、規則改正に関する改正博物館法の条文例の抜粋と、次の9の5ページに法改正の概要を追加したが、これは参考までにお読みいただきたい。

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時25分